

「鳥栖市プレミアム付商品券」取扱店を募集します!

鳥栖市では、消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯等の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、鳥栖市プレミアム付商品券を発行いたします。

つきましては、下記の通り取扱店を募集します。お申込みいただきますようお願い致します。



記

- 1. 応募資格** 鳥栖市内に事業所又は店舗がある事業者。ただし、風俗営業者、暴力団及び特定の宗教・政治団体と関わる者などを除く。
- 2. 対象業種** 飲食業、小売業、サービス業等。ただし、不動産業、金融商品の取引業、商品券販売業、パチンコ店、たばこ販売業、風俗営業等を除く。
- 3. 申込方法** 指定の加入申込書（裏面）にご記入のうえ、鳥栖商工会議所へFAX、メール又はご持参ください。
加入申込書は、鳥栖商工会議所、鳥栖市役所のホームページからダウンロードできます。
- 4. 受付締切** 7月31日（水）（8月1日～来年2月28日も随時受け付けますが、商品券購入者に配布する「取扱店一覧表」には掲載されません。）
- 5. 受付時間** 9時～17時
- 6. その他** 登録費用は不要です。換金方法等については、お申込者へ別途ご連絡いたします。過去に発行した「鳥く栖っ券（とくすっけん）」とは異なる商品券です。

鳥栖市プレミアム付商品券の概要

- 販売金額** 1冊4,000円（商品券1冊：1枚500円券×10枚＝5,000円分）
1,000円 お得です。対象者1人につき5冊まで購入できます。
対象者は、鳥栖市役所より購入引換券が送付された方です。
- 利用範囲** 鳥栖市内の取扱店
- 利用期間** 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- 換金期間** 令和元年10月1日（火）～令和2年4月下旬（*現在調整中）
- 換金方法** 金融機関（*現在調整中）窓口にて（換金手数料は無料。ただし、市と契約した金融機関以外の口座へのお振込みを希望される場合は、振込手数料が別に必要です。）

【お問合せ先】

- 取扱店募集について：鳥栖商工会議所

TEL (0942) 83-3121 FAX (0942) 83-8888

- 商品券発行について：鳥栖市役所 産業経済部 商工振興課

TEL (0942) 85-3605 FAX (0942) 83-3095

鳥栖市プレミアム付商品券取扱店 加入申込書

令和元年 月 日

鳥栖市プレミアム付商品券事業の趣旨に賛同し、加入の申込をします。

なお、加入にあたり、鳥栖市プレミアム付商品券取扱店募集要項を厳守するとともに、鳥栖市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号の暴力団等ではないことを誓約します。

1 連絡先

ふりがな 事業所名			
所在地	〒841-		
T E L		F A X	
ふりがな 代表者名	㊟	ふりがな 担当者名	

2 掲載用（以下の内容を「取扱店一覧表」へ掲載します。）

ふりがな 店 舗 名			
業 種	いずれかを○で囲み、（ ）に具体的な商品、サービス等をご記入ください。 例) ② 物 販 (パ ン) 1. 飲 食 () 2. 物 販 () 3. サービス・その他 ()		
所在地	〒841-		
T E L			
定 休 日	※通常の定休日をご記入ください。		
営業時間	※営業時間が昼、夜等で分かれている場合は、両方ご記入ください。		

※別途定める「鳥栖市プレミアム付商品券取扱店募集要項」に同意の上、お申込みください。

※ご記入いただいた情報は、プレミアム付商品券事業に係る管理及び商品券購入対象者並びに金融機関等への案内・情報提供に利用します。

※ひとつの事業者で、複数取扱店の加入申込をする場合は、本申込書をコピーしてご利用ください。

※変更事項が生じた場合、取扱店名と変更内容（該当箇所のみ）を記載し、都度提出してください。

※掲載用に記載した内容は、商品券購入対象者に配布する「取扱店一覧表」に記載する事項となります。業種については、一覧表に記載する上で取扱店を区分するために使用します。

※令和元年7月31日までに加入申込をされた事業者に限り、一覧表に掲載します。

お申込先 鳥栖商工会議所 TEL：(0942) 83-3121

FAX：(0942) 83-8888

メール：ccts0000@tosucci.or.jp